

貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令案について

1. 背景

第213回国会において、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号。以下「改正法」という。）が成立し、令和6年5月15日に公布された。

改正法第4条では、貨物自動車運送事業における多重下請構造の是正を図るため、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）において、運送契約締結時等の書面交付義務、下請事業者の健全な事業運営の確保に資する取組を行う努力義務、当該取組に関する運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務（一定規模以上の事業者に限る。）、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成・保存義務等について規定し、当該規定については、改正法の公布後1年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行するとされたところである。

今般、上記について国土交通省令に委任された内容等を踏まえ、貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号。以下「施行規則」という。）、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年国土交通省令第26号。以下「e-文書法施行規則」という。）等について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正

<運送契約締結時等の書面交付義務関係>

①運送契約に係る書面への記載事項等（新設）

法第12条第1項（第36条第2項において準用する場合を含む。）及び第24条第2項（第35条第6項及び第37条第1項において準用する場合を含む。）の規定により行う運送契約に係る書面（以下単に「書面」という。）の交付について、当該書面に記載すべき事項として、契約の当事者の氏名又は名称及び住所、有料道路の通行に係る料金・燃料価格の変動に伴い追加的に必要となる燃料費に係る料金（いわゆる燃料サーチャージ）その他の特別に生ずる費用に係る料金、運賃及び料金の支払の方法、書面を交付した年月日を定めるとともに、当該交付義務の例外事由として、災害その他緊急やむを得ない場合を定める。

また、当該書面の写しを書面の交付日から1年間保存しなければならないこと

ととする。

②書面の交付に代えることができる電磁的方法（新設）

法第 12 条第 3 項（第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 24 条第 3 項（第 35 条第 6 項及び第 37 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、書面の交付に代えることができる電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法のほか、電磁的記録媒体に記録する方法等とする。

③電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供しようとする場合における書面交付の相手方の承諾を得る方法（新設）

電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供しようとする場合における、書面交付の相手方の承諾を得るための情報通信の技術を利用する方法は、電子情報処理組織を使用する方法のほか、承諾をする旨を記録した電磁的記録媒体を交付する方法とする。

<運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務関係>

④運送利用管理規程の作成及び運送利用管理者の選任を行う貨物自動車運送事業者の行う貨物自動車利用運送の規模（新設）

法第 24 条の 2 第 1 項（第 35 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく運送利用管理規程の作成義務及び第 24 条の 3 第 1 項（第 35 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく運送利用管理者の選任義務の対象となる事業者が行う貨物自動車利用運送の規模は、前年度におけるその行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量の合計量が 100 万トン以上であることとする。

⑤運送利用管理規程の作成及び変更並びに運送利用管理者の選任及び解任の届出（新設）

法第 24 条の 2 第 1 項（第 35 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく運送利用管理規程の作成及び変更の届出、並びに法第 24 条の 3 第 3 項（第 35 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく運送利用管理者の選任及び解任の届出について、その届出事項を定めるとともに、運送利用管理規程の作成の届出の期限を、その行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量の合計量が 100 万トン以上となった年度の翌年度の 7 月 10 日までとする。ただし、当該年度以前にすでに運送利用管理規程の作成の届出をしているときは、改めて届出をする必要がない旨を定める。

⑥運送利用管理規程の作成及び変更並びに運送利用管理者の選任及び解任の届出の受理に係る権限の委任（第 42 条関係）

運送利用管理規程の作成及び変更並びに運送利用管理者の選任及び解任の届出の受理に係る権限を地方運輸局長に委任することとする。

<実運送体制管理簿の作成・保存義務関係>

⑦実運送体制管理簿の作成の対象となる貨物の重量の下限等（新設）

法第 24 条の 5（第 35 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による実運送体制管理簿の作成の対象となる貨物の重量は、1.5 トン以上とする。

また、実運送体制管理簿の作成は、貨物の運送が完了した後、遅滞なく、行うものとする。

⑧実運送体制管理簿を貨物の運送ごとに作成することを要しない場合（新設）

真荷主と元請事業者との間において、「元請事業者が実運送を行わない場合には常に同一の貨物自動車運送事業者が実運送を行う」旨の契約が締結されている場合は、実運送体制管理簿を貨物の運送ごとに作成することを要しないこととする。

上記により貨物の運送ごとに作成しない場合の実運送体制管理簿には、法 24 条の 5 第 1 項各号に掲げる事項のほか、当該契約の期間を記載するものとし、元請事業者は、当該実運送体制管理簿に記載した貨物の運送が完了した日から、当該契約が満了する日までの期間又は 1 年間のいずれか長い期間、これを営業所に備え置くものとする。

⑨電磁的記録に記録された事項を表示する方法（新設）

法第 24 の 5 第 6 項第 2 号（第 35 条第 6 項において準用する場合を含む。）に規定する、実運送体制管理簿が電磁的記録をもって作成されているときの当該電磁的記録に記録された事項を表示する方法は、当該事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

<その他>

⑩その他所要の改正

改正法施行に伴う条ズレの手当や準用規定の整備等所要の改正を行う。

(2) 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正

次に掲げる法令の規定を e-文書法施行規則別表第一に追加することで、当該規定に基づく保存を電磁的記録により行うことができることとする。

- ・法第 24 条の 5 第 1 項（第 35 条第 6 項において準用する場合を含む。）
- ・本省令案により貨物自動車運送事業法施行規則に新設される規定のうち、(1)

①の書面の保存に関する規定

(3) その他関係省令の一部改正

改正法施行に伴う条ズレの手当等所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年1月

施 行：改正法の施行の日（令和7年4月）